

平野区在宅避難普及啓発事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時又は発生後における平野区民の安全確保の観点から、在宅避難の考え方を広く普及啓発し、平野区民の自助による防災意識の高揚を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「在宅避難」とは、自宅で安全確保が可能な場合は、避難所ではなく自宅で避難生活を送ることをいう。

(啓発内容)

第3条 各地域の特性に応じて、在宅避難の考え方を普及させるために、平時から屋内における家具類の転倒、落下及び移動等を防止または遅らせるための器具（以下、「器具」という。）の設置を啓発する。

また、水、食料及びトイレ等の備蓄の重要性を啓発する。

(器具の支給及び数量)

第4条 平野区に在住する者が、平野区役所が実施する在宅避難に関する講座を受講し、「平野区家具転倒防止器具支給申請書兼受領書（様式1）」による申請を行った場合、予算の範囲内で器具を無償で支給する。

2 器具の支給数は、原則として世帯構成人数に関わらず、1世帯につき1セットとする。その他、在宅避難の考え方を啓発するための簡易な啓発物品については支給制限を設けない。

3 器具の交換、回収及び修理は行わないこととし、他人への譲渡、転売及び貸与は禁止する。

(器具の設置等)

第5条 器具は、支給を受けた者又はその同居人等が設置を行うものとする。

2 器具の支給を受けた者は、器具を設置又は使用するにあたって、その本来の用途、目的に従わなければならない。

(免責)

第6条 第4条の規定により、支給した器具の設置又は使用にあたり、支給対象者及び第三者に生じた被害又は損害については、平野区役所は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は平野区長が別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 平野区家具転倒防止対策普及啓発事業実施要綱は廃止する。